

島原市教育委員会

議 案 集

- 第4号議案 島原市立学校施設設備の使用に関する規則の一部を改正する規則
- 第5号議案 島原市立公民館の設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 第6号議案 平成26年度島原市立小中学校教職員人事異動の内申について

平成26年2月28日 定例会

第4号議案

島原市立学校施設設備の使用に関する規則の一部を改正する規則

島原市立学校施設設備の使用に関する規則（昭和58年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

〔次のよう 別紙〕

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

平成26年2月28日提出

島原市教育委員会

教育長 宮原 照彦

提案理由

消費税法の一部が改正されたことに伴い、本年4月から消費税が5%から8%に引き上げられることから、この規則を改正しようとするものである。

別表（第8条関係）

体育館等の電気料金一覧表

学校名	1時間当たり
島原市立第一小学校	170円
島原市立第二小学校	170
島原市立第三小学校	200
島原市立第四小学校	230
島原市立第五小学校	170
島原市立三会小学校	130
島原市立大三東小学校	220
島原市立高野小学校	220
島原市立湯江小学校	220
島原市立第一中学校	200
島原市立第二中学校	280
島原市立第三中学校	170
島原市立三会中学校	170
島原市立有明中学校	220
島原市立有明中学校テニスコート夜間照明（1面につき）	220
島原市立第五小学校陶芸用電気釜	140
島原市立第一中学校陶芸用電気釜	310

使用時間1時間未満は1時間の料金とする。

島原市立学校施設設備の使用に関する規則の一部を改正する規則（案） 新旧対照表

改正案

別表（第8条関係）
体育館等の電気料金一覧表

学校名	1時間当たり
島原市立第一小学校	170円
島原市立第二小学校	170
島原市立第三小学校	200
島原市立第四小学校	230
島原市立第五小学校	170
島原市立三会小学校	130
島原市立大三東小学校	220
島原市立高野小学校	220
島原市立湯江小学校	220
島原市立第一中学校	200
島原市立第二中学校	280
島原市立第三中学校	170
島原市立三会中学校	170
島原市立有明中学校	220
島原市立有明中学校テニスコート夜間照明（1面につき）	220
島原市立第五小学校陶芸用電気釜	140
島原市立第一中学校陶芸用電気釜	310

使用時間1時間未満は1時間の料金とする。

現行

別表（第8条関係）
体育館等の電気料金一覧表

学校名	1時間当たり
島原市立第一小学校	160円
島原市立第二小学校	160
島原市立第三小学校	190
島原市立第四小学校	220
島原市立第五小学校	160
島原市立三会小学校	130
島原市立大三東小学校	210
島原市立高野小学校	210
島原市立湯江小学校	210
島原市立第一中学校	190
島原市立第二中学校	270
島原市立第三中学校	160
島原市立三会中学校	160
島原市立有明中学校	210
島原市立有明中学校テニスコート夜間照明（1面につき）	210
島原市立第五小学校陶芸用電気釜	140
島原市立第一中学校陶芸用電気釜	300

使用時間1時間未満は1時間の料金とする。

第5号議案

島原市立公民館の設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

島原市立公民館の設置及び管理等に関する条例施行規則（昭和51年3月30日教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「次のとおり」を「12月29日から翌年1月3日まで」に改め、同条各号を削り、同条に次の1項を加える。

2 土曜日、日曜日及び祝日は、使用許可申請受付等の事務所での業務は行わないものとする。

第4条に次の2項を加える。

2 許可申請書の受付開始日は、次のとおりとする。ただし、委員会が特に認めたときは、この限りではない。

(1) 社会教育関係団体、社会福祉団体、社会体育団体、地域の団体が申請するとき 使用日の属する月の2か月前の1日以降から

(2) 前号以外の団体が申請するとき 使用日の属する月の1か月前の1日以降から

3 前項の規定よりも早く申請することが必要となる特段の理由がある場合は、許可申請書に理由書を添えて、委員会に提出しなければならない。

第7条を第11条とする。

第6条第2項中「様式第3号」を「様式第4号」に改め、同条を第10条とする。

第5条の2中「様式第2号の2」を「様式第3号」に改め、同条に次のただし書

を加える。

ただし、第6条のいずれの号にも該当しないことが明らかで、教育委員会が別に認めたときは、当該申請書の提出を省略することができるものとする。

第5条の2を第9条とし、第5条の次に次の3条を加える。

(使用料徴収の要件)

第6条 条例第5条第2項による使用料の徴収を行う場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 社会教育関係、社会福祉関係、社会体育関係、住民活動等以外の事業目的で使用する場合

(2) 島原市以外の公共団体が使用する場合

(3) 島原市外の団体が使用する場合

(冷暖房・ガス代)

第7条 条例別表の備考に掲げる、冷暖房、ガスを使用する場合の実費相当額は、次のとおりとする。

(1) 冷暖房の料金(1時間単価) 部屋の夜間の使用料金の30%(1円未満切り捨て)

(2) ガスの料金(1回につき) コンロの五徳、グリル、オーブン一口につき100円(湯沸し室のガスコンロの使用については、無料とする。)

2 前項の料金は、使用料が無料の団体については徴収しない。

(複写・印刷代)

第8条 公民館を使用する団体が、公民館に関連する活動に使用する複写や印刷を、公民館の機器を利用して行う場合の料金は次のとおりとする。

- (1) 複写にかかるもの 1枚片面につき10円
- (2) 印刷にかかるもの 原紙作成1枚につき50円、印刷1枚につき2円（ただし、用紙持ち込みのときは1円）
- (3) 拡大印刷にかかるもの 1mにつき100円

本則に次の1条を加える。

（宿泊について）

第12条 公民館への宿泊は、通学合宿事業等においてできるものとする。なお、宿泊する際は、各公民館の宿泊規定に準じて行わなければならない。

様式第1号、様式第3号及び様式第4号を次のように改める。

[次の3様式 別紙]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成26年2月28日提出

島原市教育委員会

教育長 宮原 照彦

提案理由

現在内規で規定している申請の受付開始日、使用料徴収の規定、冷暖房・ガス代の規定、複写機・印刷機の規定及び宿泊の規定を、規則で規定しようとするため、改正しようとするものである。

島原市立公民館使用許可申請書

島原市教育委員会 様 平成 年 月 日

住 所

団 体 名

代 表 者 氏 名

連 絡 先 (電 話)

島原市立公民館の設置及び管理等に関する条例第5条の規定により次のとおり使用許可くださるよう申請します。

公 民 館 名	公 民 館		
使 用 日 時	自	年	月
	日	時	分
	から		
	至	年	月
	日	時	分
	まで		
室 名		使用人員	名
行 事 名			
目的及び内容			
備 考	会議開始時間		
調理室使用時の誓約	調理室の使用にあたっての衛生管理上の問題については、一切の責任を負うことを誓約いたします。		
	氏名		印

なお、公民館の使用については、条例及び規則を守り、公民館長の指示に従います。

1. 島原市立公民館の設置及び管理等に関する条例第6条の規定により、次の使用許可の制限事項に抵触する場合は、使用を許可しません。

- (1)公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2)集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (3)公民館の建物又は付属設備若しくは器具を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4)管理運営上支障があるとき。
- (5)その他委員会が社会教育上不適当と認めるとき。

2. 申請書を提出する前に、電話等で空き状況を確認してください。

3. 申請書は、公民館と協議のうえ、FAX・郵送・電子メールでの提出も可能です。

使 用 料	円
	免 除

様式第3号(第9条関係)

島原市立公民館使用料減免申請書

年 月 日

島原市教育委員会 様

住 所 _____

団 体 名 _____

代表者氏名 _____

連絡先(電話) _____

島原市立公民館の設置及び管理等に関する条例第7条にかかる使用料の減免について、
下のとおり申請します。

使用日時	年 月 日 : ~ :		
使用場所	公民館	部屋	
減免の理由			

様式第4号(第10条関係)

島原市立公民館使用料還付請求書

年 月 日

島原市教育委員会 様

住所

団体名

代表者氏名

印

連絡先(電話)

島原市立公民館の使用を取消したいので、使用料を還付くださいますようお願いいたします。

公民館名	公民館				
許可年月日	年 月 日				
使用目的及び内容	行事名				
	内容				
使用を取消した理由					
既納使用料	施設 使用料		冷暖房 使用料	ガス 使用料	合計
	円	円	円	円	円
	納入年月日			還付金額	
	年 月 日			※ 円	
備考					

※欄は記入しないでください。使用許可書を添付してください。

承認月日	月 日	決定月日	月 日	受領印
------	-----	------	-----	-----

島原市立公民館の設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（案） 新旧対照表

改正案	現 行	解説及び資料
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、島原市立公民館の設置及び管理等に関する条例（昭和51年島原市条例第11号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(使用時間)</p> <p>第2条 公民館の使用時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>(休館日)</p> <p>第3条 公民館の休館日は、<u>12月29日から翌年1月3日までとする。ただし、委員会が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p><u>2 土曜日、日曜日及び祝日は、使用許可申請受付等の事務所での業務は行わないものとする。</u></p> <p>(使用許可の申請)</p> <p>第4条 公民館の使用許可を受けようとする者は、使用2日前までに島原市立公民館使用許可申請書（様式第1号）を委員会に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、委員会が特に理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p><u>2 許可申請書の受付開始日は、次のとおりとする。ただし、委員会が特に認めるときは、この限りではない。</u></p> <p><u>(1) 社会教育関係団体、社会福祉団体、社会体育団体、地域の団体が申</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、島原市立公民館の設置及び管理等に関する条例（昭和51年島原市条例第11号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(使用時間)</p> <p>第2条 公民館の使用時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>(休館日)</p> <p>第3条 公民館の休館日は、<u>次のとおり</u>とする。ただし、委員会が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。</p> <p>(1) 国民の祝日</p> <p>(2) 12月29日から翌年1月3日まで</p> <p>(3) 日曜日及び土曜日</p> <p>_____</p> <p>(使用許可の申請)</p> <p>第4条 公民館の使用許可を受けようとする者は、使用2日前までに島原市立公民館使用許可申請書（様式第1号）を委員会に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、委員会が特に理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>【第3条の改正内容】</p> <p>休館日の実態は年末年始の6日間のみであるため、実態にあわせ改める。</p> <p>【第4条第2項の改正内容】</p> <p>許可申請書の受付開始日の定めを内規から規則へ移した。</p> <p>本来の目的のものは2か月前から、その他のものは1か月前からと差別化を図った。</p>

改正案	現 行	解説及び資料
<p>請するとき 使用日の属する月の2か月前の1日以降から <u>(2) 前号以外の団体が申請するとき 使用日の属する月の1か月前の1日以降から</u> 3 前項の規定よりも早く申請することが必要となる特段の理由がある場合は、許可申請書に理由書を添えて、委員会に提出しなければならない。</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>【第4条第3項の改正内容】 特に早く申請が必要なケースについての規定</p>
<p>(使用の許可) 第5条 委員会は、公民館の使用を許可したときは、島原市立公民館使用許可書(様式第2号、以下「許可書」という。)を交付する。ただし、委員会が特に必要がないと認めたときは、交付を省略することができる。</p>	<p>(使用の許可) 第5条 委員会は、公民館の使用を許可したときは、島原市立公民館使用許可書(様式第2号、以下「許可書」という。)を交付する。ただし、委員会が特に必要がないと認めたときは、交付を省略することができる。</p>	<p>【第6条の内容】 使用料徴収の規定を内規から規則へ移した。</p>
<p>(使用料徴収の要件) 第6条 条例第5条第2項による使用料の徴収を行う場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。 <u>(1) 社会教育関係、社会福祉関係、社会体育関係、住民活動等以外の事業目的で使用する場合</u> <u>(2) 島原市以外の公共団体が使用する場合</u> <u>(3) 島原市外の団体が使用する場合</u></p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>本来の公民館の目的に合致していないもの、もしくは市外のものには有料としている。</p>
<p>(冷暖房・ガス代) 第7条 条例別表の備考に掲げる、冷暖房、ガスを使用する場合の実費相当額は、次のとおりとする。 (1) <u>冷暖房の料金(1時間単価) 部屋の夜間の使用料金の30%</u> <u>(1円未満切り捨て)</u> (2) <u>ガスの料金(1回につき) コンロの五徳、グリル、オーブン一口につき100円(湯沸し室のガスコンロの使用については、無料とする。)</u></p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>【第7条の内容】 冷暖房・ガス代の規定を新設した 冷暖房は部屋の夜間料金の30%、ガスは一口100円とした。</p>
<p>2 前項の料金は、使用料が無料の団体については徴収しない。</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	

改正案	現 行	解説及び資料
<p>(複写・印刷代)</p> <p>第8条 公民館を使用する団体が、公民館に関連する活動に使用する複写や印刷を、公民館の機器を利用して行う場合の料金は次のとおりとする。</p> <p>(1) 複写にかかるもの 1枚片面につき10円</p> <p>(2) 印刷にかかるもの 原紙作成1枚につき50円、印刷1枚につき2円 (ただし、用紙持ち込みのときは1円)</p> <p>(3) 拡大印刷にかかるもの 1mにつき100円</p> <p>(減免の申請)</p> <p>第9条 条例第7条に規定する使用料の減免を受けようとする者は、島原市立公民館使用料減免申請書(様式第3号)を教育委員会に提出しなければならない。ただし、第6条のいずれの号にも該当しないことが明らかで、教育委員会が別に認めたときは、当該申請書の提出を省略することができるものとする。</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第10条 条例第8条ただし書の規定により使用料を還付できる場合及びその額は次のとおりとする。</p> <p>(1) 災害又は使用者の責によらない理由により使用することができなくなつた場合 全額</p> <p>(2) 使用者が前日までに使用の取消しを申し出た場合で相当の理由があると認めたとき 5割</p> <p>2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、島原市立公民館使用料還付請求書(様式第4号)に許可書を添えて委員会に提出しなければならない。</p>	<p>(減免の申請)</p> <p>第5条の2 条例第7条に規定する使用料の減免を受けようとする者は、島原市立公民館使用料減免申請書(様式第2号の2)を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第6条 条例第8条ただし書の規定により使用料を還付できる場合及びその額は次のとおりとする。</p> <p>(1) 災害又は使用者の責によらない理由により使用することができなくなつた場合 全額</p> <p>(2) 使用者が前日までに使用の取消しを申し出た場合で相当の理由があると認めたとき 5割</p> <p>2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、島原市立公民館使用料還付請求書(様式第3号)に許可書を添えて委員会に提出しなければならない。</p>	<p>【第8条の内容】 複写機・印刷機の使用に関する規定を新設した。 コピー10円 輪転機(原紙)50円 輪転機(印刷)2円 *用紙持込1円 拡大印刷100円/m</p> <p>【第9条の改正内容】 減免申請免除の規定を追加した。</p>

改正案	現 行	解説及び資料
<p>(使用者の守るべき事項)</p> <p>第11条 公民館の利用者は、職員の指示に従うほか、次の事項を守らなければならない。</p> <p>(1) 他人に危害を及ぼすおそれのある危険物又は不潔物を持ちこまないこと。</p> <p>(2) 所定の場所以外で火気を使用し、又は喫煙しないこと。</p> <p>(3) 騒音、放歌、暴力等他人に迷惑をかけること。</p> <p>(4) 建物又は設備を汚損しないこと。</p> <p>(5) その他委員会が管理上必要と認める事項</p> <p>(宿泊について)</p> <p>第12条 公民館への宿泊は、通学合宿事業等においてできるものとする。</p> <p>なお、宿泊する際は、各公民館の宿泊規定に準じて行わなければならない。</p>	<p>(使用者の守るべき事項)</p> <p>第7条 公民館の利用者は、職員の指示に従うほか、次の事項を守らなければならない。</p> <p>(1) 他人に危害を及ぼすおそれのある危険物又は不潔物を持ちこまないこと。</p> <p>(2) 所定の場所以外で火気を使用し、又は喫煙しないこと。</p> <p>(3) 騒音、放歌、暴力等他人に迷惑をかけること。</p> <p>(4) 建物又は設備を汚損しないこと。</p> <p>(5) その他委員会が管理上必要と認める事項</p>	<p>【第12条の内容】</p> <p>宿泊の規定を内規から規則へ移した 通学合宿を想定したもの</p>